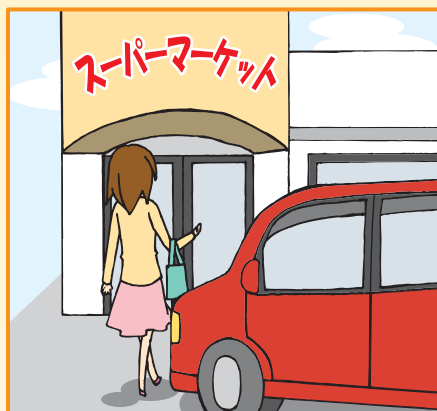


# アイドリングストップ

香川県

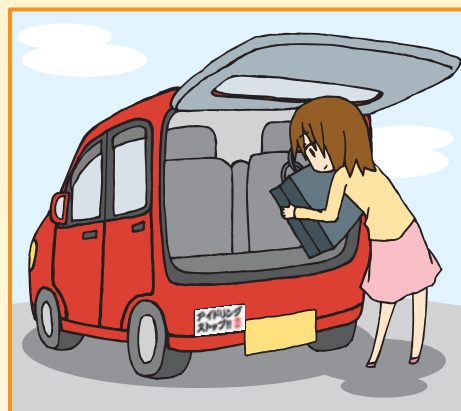
香川県では、条例でアイドリングストップの実施について定めています。



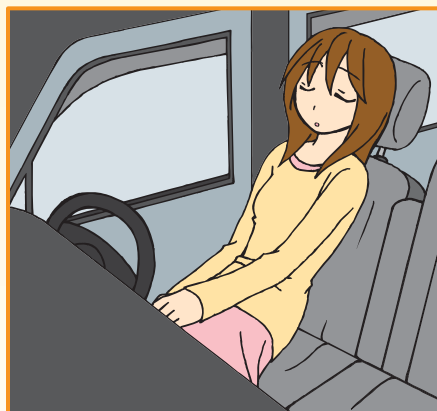
お買い物のとき

アイドリングストップとは、荷物の積み卸しや買い物をしている時など、自動車の駐停車中にエンジンを停止することです。

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして環境中に放出します。



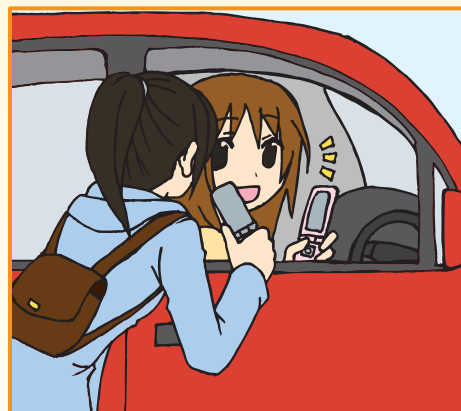
荷物の積み卸しのとき



休憩しているとき

unnecessaryアイドリングをやめて、無駄な排出ガスの放出を抑えることは、誰もが容易に実行できる大気汚染や地球温暖化の防止対策です。

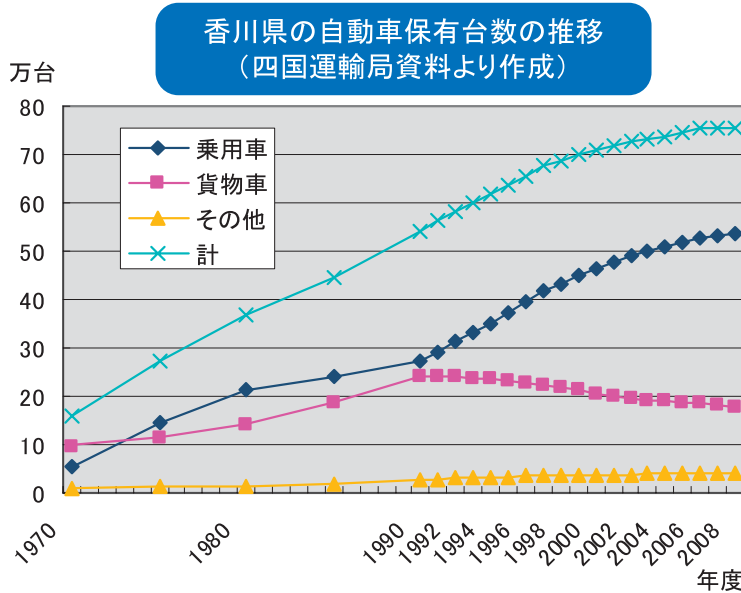
「香川県生活環境の保全に関する条例」では、駐停車時にはアイドリングストップを心掛けるよう定めています。



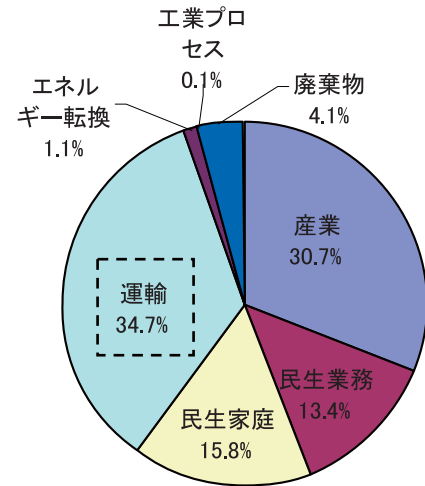
待ち合わせのとき

《お問い合わせ》 香川県 環境森林部 環境管理課 大気保全・環境安全グループ  
〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号 電話 087-832-3219

香川県内の自動車の保有台数は年々増加し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の部門別排出量では、運輸部門が3割以上を占めています。



香川県のCO2排出量の部門別割合  
(2005年度: 県内の排出量 8,500千t)



私たちの生活環境や地球環境を守るためには、自動車を運転する私たち自身が、大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者であることを意識して、一人ひとりが自動車の排出ガスの削減に取り組む必要があります。

## 【条例で定めるアイドリングストップの内容】

### 自動車を運転する方、事業者の方へ

自動車を運転する方は、駐停車時にはアイドリングストップを実施するよう心掛けてください。

また、自動車をを使用して事業を行う方は、その管理する自動車の運転者が駐停車時にアイドリングストップを実施するよう適切な措置を講ずるよう努めてください。

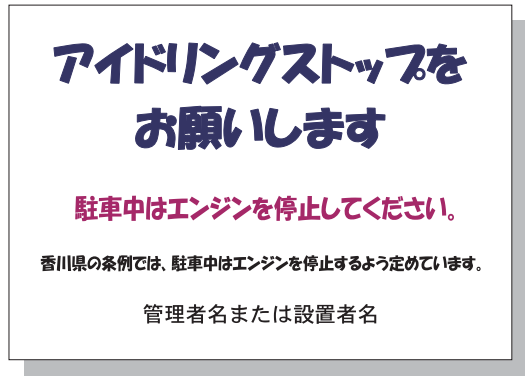
[ 看板、はり紙の一例 ]

### 駐車場を設置・管理している方へ

駐車場を設置または管理する方は、利用者に対して、看板、書面などにより、駐車時にアイドリングストップを実施すべきことを周知するよう努めてください。

特に、駐車マス部分の面積が 500 m<sup>2</sup> (約 35~40 台分) 以上の駐車場を設置または管理する方は、駐車時にアイドリングストップを実施すべきことの利用者への周知を必ず行ってください。

- 利用者への周知は、看板やはり紙の掲示、会合での伝達、放送など、各々効果的な方法で行ってください。



※ 条例の条文は、県のホームページ「香川の環境」でご覧いただけます。

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/>